

市 会 議 案

令和5年6月定例会（令和5年6月19日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和 5 年第66号議案	名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部改正について……………	1頁
令和 5 年第67号議案	名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について……………	9頁
令和 5 年第68号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について……………	13頁
令和 5 年第69号議案	火災予防条例の一部改正について……………	21頁
令和 5 年第70号議案	契約の一部変更について……………	27頁
令和 5 年第71号議案	契約の一部変更について……………	29頁
令和 5 年第72号議案	財産の取得について……………	31頁
令和 5 年第73号議案	財産の処分について……………	33頁
令和 5 年第74号議案	指定管理者の指定の変更について……………	35頁
令和 5 年第75号議案	尾張旭市の公の施設の設置について……………	37頁

令和 5 年第66号議案

名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部改正に
ついて

名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部を改正する条例を
次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市市税事務所設置条例及び名古屋市市税条例の一部を改正
する条例

(名古屋市市税事務所設置条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税事務所設置条例（平成22年名古屋市条例第31号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のよう
に改正する。

第20条の 2 第 2 項中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

第56条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第 1 条第 1 項第13号の
6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第14条の 6 に次の 1 項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 令和6年1月1日

(2) 第2条中名古屋市市税条例第20条の2第2項の改正規定 令和7年1月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の名古屋市市税条例第56条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、地方税法の一部改正等に伴い、固定資産税等について規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市市税事務所設置条例 (抜すい)

(設置)

第1条 本市に市税 (個人の県民税^{及び森林環境税}を含む。) に関する事務を分掌させるため、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第156条第1項の規定に基づき、市税事務所を設置する。

2 名古屋市市税条例 (抜すい)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第20条の2 (略)

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与等の支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、同条^{第3項}_{第2項}の規定による申告書を、当該給与等の支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 (略)

(種別割の税率)

第56条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア }
イ } (略)
ウ }

エ 3 輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が 0.5 メートル以下であるもの）及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第 1 条第 1 項第13号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円

(2) }
(3) } (略)

附 則

（条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合）

第14条の 6 （略）

2 }
5 } (略)
18 }

19 法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）附則（抜すい） 新旧対照 ^{（改正後）} _{（改正前）}

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第15条の9の3 市町村は、新築された日から20年以上を経過したマンション

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）

第2条第1号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同

じ。）のうち、同法第5条の2第1項の規定による助言若しくは指導を受け

た同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第5条の8

に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和5年

4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について

行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われた

もの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」

という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、

附則第15条の9第1項若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は当該

特定マンションが既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、

当該工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日

が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に

限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。）の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

$\left. \begin{array}{l} \frac{2}{3} \\ \frac{3}{3} \end{array} \right\} \text{ (略)}$

2 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）抜すい 新旧対照 $\left(\begin{array}{l} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{array} \right)$

（法第463条の15第1項第1号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車）

第15条の15 法第463条の15第1項第1号二に規定する総務省令で定める原動

機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。
車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあ

つては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下の原動機付自転車

及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以

下の3輪の原動機付自転車とする。

(1) 車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、そ

の輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下の原動機付自転車

(2) 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以

下の3輪の原動機付自転車

(3) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13

号の6に規定する特定小型原動機付自転車

令和 5年第67号議案

名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項第 1号イ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による児童福祉法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市児童福祉施設条例 (抜すい)

(使用料)

第 2条 (略)

2 障害児入所施設を利用する者については、次に掲げる額の使用料を徴収する。

(1) 短期入所 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5条 第 8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。) を受ける者 (法第21条の 6の規定による措置に基づく短期入所の提供を受ける者を除く。)

ア (略)

イ 児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) 第27条の 6第 1項に規定する食費等の基準費用額として~~厚生労働大臣~~^{内閣総理大臣}が定める費用の額の範囲内で規則で定める額

(2) }
(3) } (略)
(4) }
(5) }

3 }
4 } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）抜すい 新旧対照（改
正後）
正前）

第27条の 6 特定入所障害児食費等給付費は、指定障害児入所施設等（法24条の 2第 1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条及び第46条の 3第 2号において同じ。）における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して内閣総理大臣厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに入所給付決定保護者（法第24条の 7第 1項の内閣府令厚生労働省令で定める者に限る。第 3項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して内閣総理大臣厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

（第 2項及び第 3項 略）

令和 5 年第68号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第42号及び第43号を次のように改める。

(42) 及び (43) 削除

第17条第44号中「租税特別措置法施行令」の次に「（昭和32年政令第43号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
{ (略)
(41) }

(42) 及び(43) 削除

(43) 租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第20条の2 第14項又は

第38条の4 第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認

定の申請に対する審査

特定の民間再開発事業認定申請手数料 31,000円

(44) 租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第25条の4 第2項に規

定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査

特定民間再開発事業認定申請手数料 32,000円

(45) }
{ (略)
(58) }

(参考 2)

参 照 条 文

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）抜すい 新旧対照

(改正後)
(改正前)

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第20条の2 （略）

2
5
11
12
13
12
14
13

(略)

14 法第31条の2第2項第12号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政
令で定める事業は、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をすること
を目的とする事業で、当該事業が法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定
する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの（同項
第5号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する
認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限
る。）であること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第129条の
6に規定する認定再開発事業計画に係る同法第129条の2第1項に規定する

再開発事業（第1号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第1号及び第3号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

(1) その事業の施行される土地の区域（以下この項において「施行地区」という。）の面積が1,000平方メートル以上（当該事業が認定再開発事業である場合には、500平方メートル以上）であること。

(2) その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条第1項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区又は同条第4項に規定する開発整備促進区 同条第2項第1号イに掲げる施設又は同条第5項第1号に規定する施設

ロ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号に規定する沿道地

区施設（その事業の施行地区が同条第 3 項に規定する沿道再開発等促進

区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第 4 項第 1 号に規定す

る施設）

(3) その事業の施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令

で定める要件

15 }
5 } (略)
27 }

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第38条の 4 （略）

2 }
5 }
21 }
22 } (略)
23 }
22 }
24 }
23 }

24 法第62条の 3 第 4 項第12号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政

令で定める事業は、地上階数 4 以上の中高層の耐火建築物の建築をすること

を目的とする事業で、当該事業が法第65条の 7 第 1 項の表の第 1 号の上欄に

規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの（

同項第 5 号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定

する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に

限る。)であること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第129条の6に規定する認定再開発事業計画に係る同法第129条の2第1項に規定する再開発事業(第1号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第1号及び第3号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

(1) その事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)の面積が1,000平方メートル以上(当該事業が認定再開発事業である場合には、500平方メートル以上)であること。

(2) その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項第1号イに掲げる施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区又は同条第4項に規定する開発整備促進区 同条第2項第1号イに掲げる施設又は同条第5項第1号に規定する施設

ロ 都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する地区防災施設又は同項第2号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画の区域 幹

線道路の沿道の整備に関する法律第9条第2項第1号に規定する沿道地

区施設（その事業の施行地区が同条第3項に規定する沿道再開発等促進

区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定す

る施設）

(3) その事業の施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令

で定める要件

25 }
5 } (略)
46 }

令和 5年第69号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の 2第 1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 2条第 1項第 9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第14条の 2第 1項第 5号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項

第 6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第12号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第15号中「のうち蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同号の前に次の 1号を加える。

- (16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第14条の 2第 2項ただし書中「不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するとき」を「次に掲げるものにあつて」に改め、同項に次の 2号を加える。

- (1) 不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するもの
(2) 分離型のものの充電ポスト

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5年10月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている急速充電設備又は現に設置の工事中である急速充電設備のうち、この条例による改正後の火災予防条例第14条の 2の規定に適合しないものの位置、構造及び管理の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について、

必要な事項を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

火災予防条例 (抜すい)

(急速充電設備)

第14条の 2 急速充電設備 (電気を設備内部で変圧して、電気自動車等 (電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター (充電用ケーブルを電気自動車等項第 9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備 (全出力以下同じ。))をいう。以下同じ。))に

20キロワット以下のもの^{を除く。)}をいい、分離型のもの (変圧する機能を及び全出力 200キロワットを超えるものを除く。))^{有する設備本体及び充電ポスト (コネクター及び充電用ケーブルを収納するをいう}

設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。))にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。))

の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(2) }
(3) } (略)
(4) }

- (5) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電急速充電設備を開始しない措置を講ずること。

- (6) コネクターが電気自動車等^{に接続され、}の接続部に電圧が加えられている場合には、当該^{コネクターが当該電気自動車等から}接続部が^{外れないようにする措置を講}

ずること。

- (7) }
(8) } (略)
(9) }

- (10) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる
箇所に設けること。

- (11) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
自動車等

- (12) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を
いう。以下同じ。)には、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずる
こと。ただし、十分な強度を有するコネクターにあっては、この限りでな
い。

- (13) }
(14) } (略)

- (15) 急速充電設備のうち蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。
以下この項において同じ。)を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池
について次に掲げる措置を講ずること。

- ア }
イ } (略)
エ }

- (16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を
内蔵しないこと。

- (17) }
(16) } (略)
(18) }
(17) }

- 2 急速充電設備で、屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び
消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）

の位置は、前項に規定するもののほか、建築物から 3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、次に掲げるものにあつて
不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で
開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

(1) 不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃
材料で造られた塀に面するもの

(2) 分離型のものの充電ポスト

3 (略)

令和 5 年第70号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
名古屋市南陽工場焼却設備更新等工事の請負契約 〔令和 3 年12月 8 日議決〕 〔令和 3 年第 158 号〕	契約 金額	40, 007, 000, 000円	43, 395, 770, 421円

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 5 年第71号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
名古屋城天守閣整備事業 先行工事（木材の製材） の請負契約 （平成30年 7 月 4 日議決 平成30年第97号（令和 2 年 3 月26日専決処分 及び令和 3 年 3 月31日 専決処分により契約金 額を変更並びに令和 4 年 7 月 4 日議決令和 4 年第77号により完成予 定期日を変更）	完成 予 定 期 日	暫定的に令和 6 年 3 月31日	暫定的に令和 7 年 3 月31日

（理 由）

この案を提出したのは、完成予定期日を変更する必要があるによる。

令和 5 年第72号議案

財産の取得について

墓園用地として、下記のとおり、土地を買い入れるものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

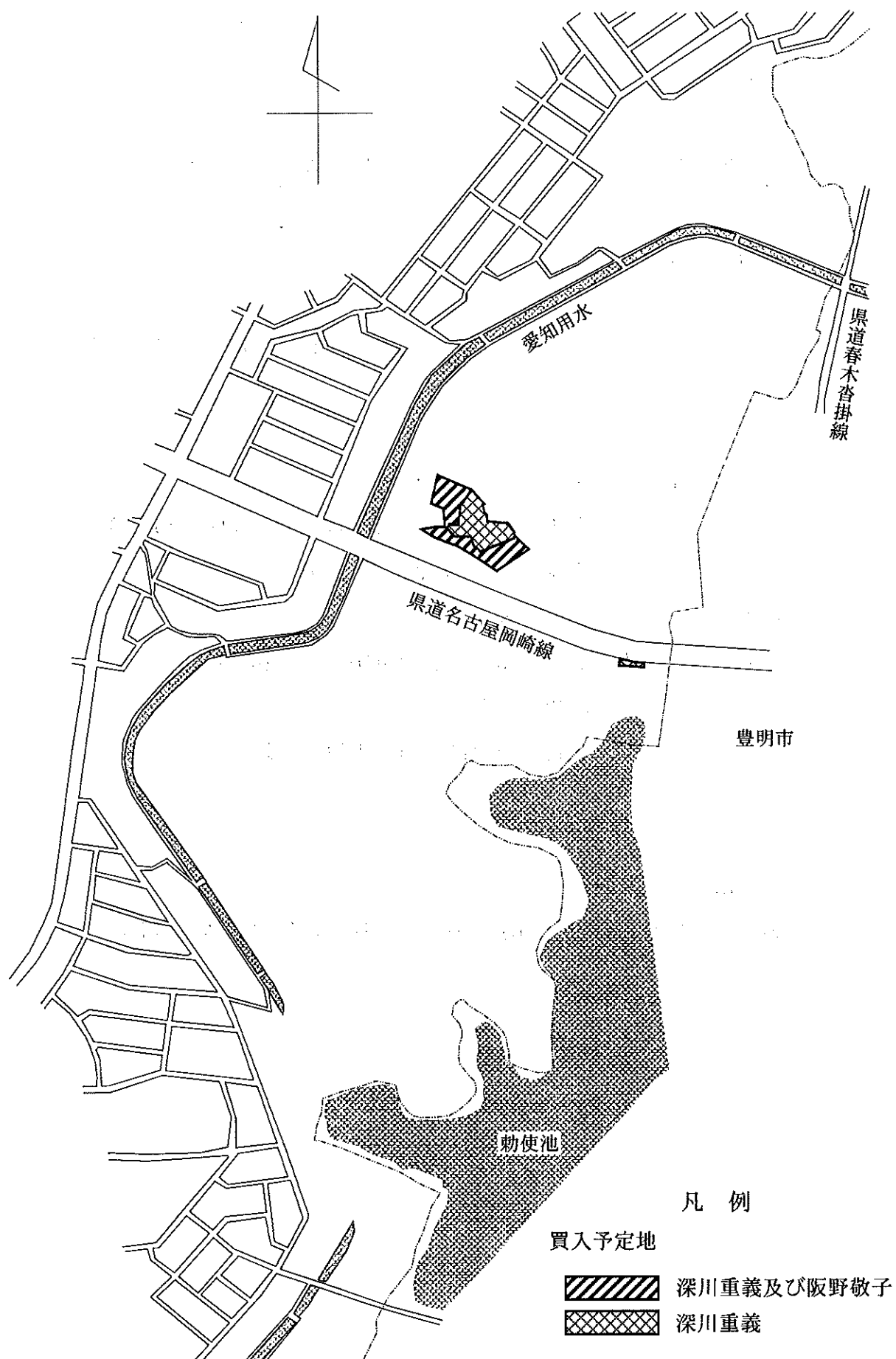
記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 財産の表示 | 土地
名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番 121 始め 6 筆
山林ほか 10, 352. 22 平方メートル |
| 2 | 買入金額 | 403, 499, 722 円 |
| 3 | 買入れの相手方 | 名古屋市緑区鳴海町字笹塚乙14番地
深川 重義
名古屋市緑区浦里二丁目74番地
阪野 敬子 |

(理 由)

この案を提出したのは、勅使ヶ池墓園用地を取得する必要があるによる。

(参 考)



令和 5 年第73号議案

財産の処分について

下記のとおり、土地を売り払うものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

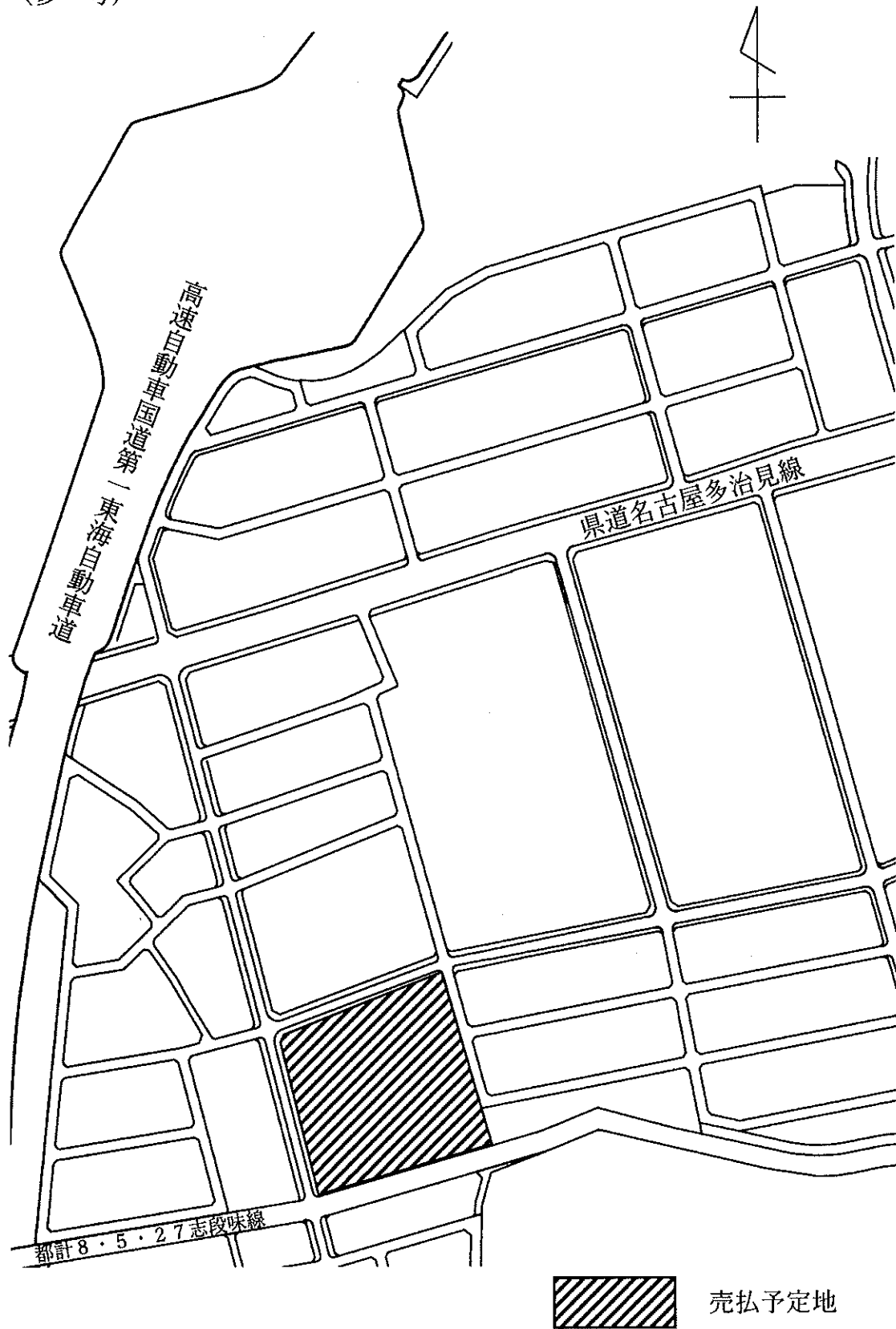
記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 財産の表示 | 土地
名古屋市守山区日の後1001番
雑種地 10,021平方メートル |
| 2 | 売払金額 | 670,000,000 円 |
| 3 | 売払いの相手方 | 名古屋市東区泉一丁目23番22号
トヨタホーム株式会社
代表取締役 後 藤 裕 司 |

(理 由)

この案を提出したのは、民間活力による志段味住宅等の整備事業用地とするため、土地を処分する必要があるによる。

(参 考)



令和 5 年第74号議案

指定管理者の指定の変更について

令和元年12月 6 日議決指定管理者の指定（令和元年第57号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市東 山公園テニ スセンター	大阪府中央区北浜四丁目 1 番23号 東山の森 3 Mパートナーズ	令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 5 年第75号議案

尾張旭市の公の施設の設置について

本市は、尾張旭市との協議により、本市の区域内に、下記のとおり尾張旭市の公の施設の設置を認めるものとする。

令和 5 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 名称 | 尾張旭市営バス |
| 2 位置 | 名古屋市守山区大森北一丁目及び大森北二丁目 |
| 3 料金及び手数料 | 尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例（平成19年尾張旭市条例第20号）の定めるところによる。 |

（理 由）

この案を提出したのは、尾張旭市が、尾張旭市営バスの一部を本市の区域内においても営む必要があるによる。

4

拡大図

尾張旭市庁バス「西ルート」

尾張旭市役所

尾張旭市

名古屋鉄道

東道名古屋線

東道上半田川名古屋線

矢田川

名古屋自動車国道第一東海自動車道

名古屋市守山区

凡例

--- 市界

— 関係路線

● 停留所(新設)

(参考 2)

